都幾川村・玉川村合併協議会規約

(設置)

- 第1条 都幾川村及び玉川村(以下「2村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。(名称)
- 第2条 この協議会は、都幾川村・玉川村合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。 (担任する事務)
- 第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 2村の合併に関する協議
 - (2) 法第5条の規定に基づく新町建設計画の作成
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、2村の合併に関し必要な事項 (事務所)
- 第4条 協議会の事務所は、比企郡都幾川村大字桃木32番地に置く。 (組織)
- 第5条 協議会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 2村の長(次条第1項の規定により会長となった者を除く。)
 - (2) 2村の議会の議長及び議員 6人以内
 - (3) 2村の助役及び教育長 4人以内
 - (4) 2村の長が協議して定めた学識経験を有する者 9人以内
- 2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

- 第6条 会長及び副会長は、2村の長の協議により、前条第1項の規定により委員となる べき者の中から、会長1人、副会長1人を選任する。
- 2 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務 を代理する。

(監事)

- 第7条 協議会に監事2人を置く。
- 2 監事は、2村の長の協議により、2村の監査委員の中から選任し、会長が委嘱する。 (会議)
- 第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に 通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第9条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
- 4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第10条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を 置く。
- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局の職員は、2村の長が任命した者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会に要する経費は、2村が均等に負担する。

(監査)

- 第13条 協議会の出納は、監事が監査する。
- 2 監事は、前項の規定により監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければな らない。

(財務に関する事項)

- 第14条 協議会の予算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (報酬及び費用弁償)
- 第15条 委員及び監事は、報酬及び費用弁償を受けることができる。
- 2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が会議に諮り別に定める。(協議会廃止の場合の措置)
- 第16条 協議会を廃止した場合においては、協議会の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り 別に定める。

附 則

この規約は、平成16年11月1日から施行する。